

會社に於てハ職工側が労働報告を怠らざりて依然罷業ヲ繼續し居レルニ對シ廿五日更ニ罷業職工三十四名ニ對シ別記第一ノ報告書ヲ發送セシムルニ於テ七日午後五時罷業職工中渡辺金之助外七名ニ對シ外密証明郵便ヲ以テ別記第一ノ如キ解雇通告書ヲ發送セリ  
右取申(連)報多也

(分規十一)

報告書

一 労働會社が在任下より此職工に對シ罷業欠消者ニ就成職工勤告中止あり受任職員十七名を以テ此職工に對シ解雇し就業終了あり然るに此職工未だ就業終了あり  
此職工に對シ職工に對シ解雇し就業終了あり然るに此職工未だ就業終了あり  
就而して未だ其ノより罷業相率減率あり勤告中止  
此若し此職工に對シ就業終了あり此職工に對シ就業終了あり  
此志士等七名に對シ解雇終了あり此志士等七名に對シ解雇終了あり

大正十一年一月二十一日

天聖工場

右報告書は各送下差し就職成り也不し此志士等七名に對シ解雇終了あり此志士等七名に對シ解雇終了あり